被扶養者認定における株式等の譲渡収入がある場合の取り扱いについて

１．株式等の譲渡収入とは

対象となる収入は、株式、投資信託、債券（国債、地方債、外積等)、外国為替証拠金取引（FX)、先物取引、暗号資産、NISA 等（以下あわせて「株式等」という。）の資産運用にかかるもので恒常的収入がある（見込まれる）ものが対象です。

※相続した株等を一度に全て売却した時のみ、一時的な所得とします。

※株式を保有し続けている場合は、取引回数に関係なく恒常的収入とみなします。

２．株式等の譲渡収入の考え方

株式等の譲渡収入については、「取得費」及び「売却手数料」をその収入を得るために直接必要と認められる経費とし、譲渡による収入金額から「取得費」及び「売却手数料」を控除した金額とします。

※譲渡収入＝譲渡による収入金額－取得費（取得価格）－売却手数料

３．株式等の譲渡収入がマイナスとなった場合の取り扱い

株式等の譲渡収入がマイナスとなった場合については、収入は０円として取り扱います。(他の収入と合算するときも同様の扱いとなります。)

なお、繰越損失金の取り扱いについては、当年よりも前の損金であるため考慮しません。あくまで当年の譲渡収入で判断します。

４．複数の金融機関等（口座）で株式等投資を行っている場合の取り扱い

（１） 全ての金融機関等（口座）で利益又は損益が出ている場合

全ての金融機関等（口座）で利益となった場合の収入は、全ての金融機関等（口座）の利益を合算します。

また、全ての金融機関等（口座）で損益となった場合の収入は、０円として取り扱います。

（２） 金融機関等（口座）によって利益と損失が混在している場合

確定申告を行っている場合は、損益通算後の確定申告書等に記載の金額を収入とし、マイナスとなった場合については、収入は０円として取り扱います。（上記３のとおり)。

確定申告を行っていない場合は、利益と損失の合算は行わず、金融機関等（口座）ごとに利益はそのままの金額を利益、損失は０円として取り扱います。

５．配当金の取り扱い

株式等を保有している場合の配当金は、被扶養者又は認定対象者の収入に含めます。

6．収入確認対象期間

原則、1 月 1 日～12 月 31 日の 1 年間

※譲渡収入が認定基準年額１３０万円以上（６０歳以上で公的年金を受給している方、又は公的な障害年金を受給しいている方の場合は１８０万円以上）であった場合、翌年の 1 月 1 日より被扶養者の要件を欠くことになります。

7．確認に必要な書類

確定申告を行っている方	確定申告を行っていない方
・課税（所得）証明書 ・確定申告書一式の写し（収支内訳書等含む）	・課税（所得）証明書 ・年間取引報告書の写し（1 年間の取引のわかるもの）

※個々の状況によっては、上記以外の収入確認書類を求めることがあります。

8．扶養の認定日について

認定しようとする前年の譲渡収入により、認定の可否を判断します。

（例）令和 8 年 4 月 1 日から認定を希望する場合

→令和 7 年 1 月～1 日～令和 7 年 12 月 31 日の 1 年における譲渡収入で判断